

令和7年度 女性の職業選択に資する情報提供（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：鹿児島県

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	81.9%
全職員	74.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.8%
本庁課長相当職	97.8%
本庁課長補佐相当職	99.0%
本庁係長相当職	93.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.1%
31～35年	98.2%
26～30年	95.5%
21～25年	88.7%
16～20年	86.0%
11～15年	87.9%
6～10年	91.5%
1～5年	92.8%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、また、男性職員に比べて女性職員の方が育児短時間勤務や育児のための部分休業（制度上、給与が減少）を行っている職員の割合が大幅に高い。これらに加えて、近年、従前に比して新規採用職員に占める女性の割合が高まっていること等から、勤続年数が少なく、相対的に給与水準が低い職員層に女性が偏っており、こうしたことが全体として男女の差異に影響を与えている。
・特に勤続年数5年以下の区分については、民間企業等から県に転職した職員の男性割合が高くなっていることなども男女の差異に影響を与えている。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員（任期の定めのある職員）】

・任期の定めのある職員の中で、男性は、相対的に給与水準が高い再任用職員や臨時的任用職員の割合が高く、そうしたことが男女の差異に影響を与えている。

- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
- * 知事部局、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、各海区委員会、工業用水道事業を含む。（教育委員会、警察本部、県立病院局は別途公表）